

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 465

平成20年 4月21日(月曜日)

社 外 重 役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区堂島2-1-31 ORIX堂島ビル5F
 Tel.06-4799-2004 Fax.06-4799-0539

経 営

税務会計

目的は企業価値の向上のみならず 経産省・厚労省、健康会計を新設

経済産業省と厚生労働省が企業に対して「健康会計」という、新たな健康増進投資のための概念を今春、打ち出した。

基本構想は企業が従業員の健康管理にどれだけ投資しているか、を見る。その費用対効果を定量的に把握することで、従業員、投資家、顧客、求職希望の学生等から新しい視点で企業価値を評価・認定してもらおう。すなわち健康を「資本」とみなし、健康管理へ「投資」し、その効果が新たな企業価値を生むという風土を作るのが目的である。

厚労省には特に従業員への予防医療を徹底し、膨らみ続ける国民医療費の抑制につなげたいという狙いもある。医療機関に支払われる医療費の総額である国民医療費は、33兆円(05年度)と3年連続で過去最高を記録している。過労死、うつ病患者、自殺者の数も急増している。そこで経産省にも関係する労働安全衛生対策、メンタルヘルスケア、メタボリック対策などに対する健診費用、教育・研修費用、保険料負担等のコストの開示を導入する運びとなった。

一方、健康増進の効果は、各種のデータから明らかになる。労働災害の発生率・認定件数、長期休業者、労災・健康保険料、労災による損害賠償額などの増減を、企業の年次報告書や社会的責任(CSR)を表す報告書で開示し、投資家はいつでも見られるようにする。今後、健康情報の開示や健康保険料の抑制を果たした優良企業を認定する制度の新設も検討している。

都が「コンビニ納税白書」を公表 納税手段の約2割がコンビニ納税

東京都はこのほど、自動車税などの都税をコンビニエンス・ストアで納める「コンビニ納税」の白書を公表した。それによると、2007年4月～12月におけるコンビニ納税件数は、都税の納税手段全体の20.7%と2割を占め、着実に利用件数が増えていることが分かった。

2004年4月にスタートした都のコンビニ納税は、今年1月現在で17チェーン、5,580店舗に拡大し、都内のほぼすべての店舗での納税が可能となっている。

昨年4月～12月の納税者1人あたりの平均支払額は3万6,930円。収納手段全体に占める件数割合は20.7%と、もっとも多い「金融機関窓口」(28.6%)に迫る勢いだ。

また、時間帯別の納税件数をみると、一般的な金融機関の窓口が開いていない時間帯(9時～15時以外)が50.3%と過半を占める一方、金融機関の窓口で納税が可能な時間帯でも49.7%とほぼ半数にのぼる。

前者では特に15時以降の納税件数が多く、また後者ではおおむね正午をはさむ昼間時間帯が多いことから、帰宅途中や勤務中の昼休み、買い物ついでの納税など、生活サイクルに沿った利用をしているものと見られている。

ちなみに、コンビニ納税は、東京都以降、2004年12月には京都府が、2005年7月には大阪府が続ぎ、総務省によると、2007年7月1日現在、全国の32都道府県、167区市町村で実施している。

今週のキーワード

健康会計

健康会計(仮称)の導入は、環境会計を参考にして実現すれば世界初という。採用するかは企業側の任意だが、前述の両省は日本経団連と協力し、2013年度に上場企業の3割を目指す。会計と名は付くが捉え方は2通り。一つは文字通りの新会計システムまたは会計・勘定項目を指す。もう一つは従業員の健康管理情報の開示システムと位置づける。経産省は実現に向け「健康資本増進グランドデザイン研究会」を発足させた。構想案では健康増進活動の外部効果を強調する。